商標権	判決年月日	令和6年3月27日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10068号		

○ 指定商品を「被服」等とし「O!OiMAIN」の文字からなる商標が商標法4条 1項11号に掲げる商標に該当すると判断した事例

(事件類型)審決(無効不成立)取消 (結論)審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号、15号

(関連する権利番号等) 商標登録第6371695号

(審決) 無効2021-890032号

### 判 決 要 旨

- 1 被告は、指定商品を第25類「被服」等とし「O!OiMAIN」の文字からなる 後記本件商標の商標権者である。原告は、本件商標は商標法4条1項11号又は同項15 号に掲げる商標に該当すると主張し、本件商標について商標登録無効審判の請求をしたと ころ、特許庁は、原告の上記主張を全て排斥し、商標登録無効審判請求を不成立とする本 件審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。
  - 2 本件商標の構成は、次のとおりである。

# O!OiMAIN

3 原告が本件商標に係る商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標と して引用する商標のうち引用商標3の構成は、次のとおりである。



- 4 本判決は、本件商標は商標法4条1項11号に掲げる商標に該当すると判断し、本件審決を取り消した。本件商標と引用商標3の類否に係る本判決の理由の要旨は、次のとおりである。
  - (1) 本件商標の分離観察の可否
  - ア 本件商標の構成

本件商標は、「O!OiMAIN」の各文字又は符号を同じ書体(やや斜字のゴシック体様の黒の書体)、同じ大きさ及び等しい間隔で一連に横書きしてなるものであり、これらの文字又は符号は、まとまりよく一体的に構成されている。もっとも、その中の「MAIN」の各文字は、「主要な」等の意味を有し、我が国において日常的に広く用いられる「メイン」の語に相当する英単語である「MAIN」の語を構成するものであるから、この「MAIN」の語は、ひとまとまりの単語として強く認識されるというべきである。

# イ 本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分

「O!Oi」が辞書等に搭載された語であり、又は一般的に用いられている語であると認めるに足りる証拠はないから、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分は、特定の意味合いを有しない一種の造語であり、それゆえに、平易な英単語のみからなる「MAIN」の文字部分との対比において視覚的に目立つものである。加えて、被告が代表者を務めるA社がその製品に「OIOI」、「OiOi」、「O!Oi」等の標章を付して販売するなどしているとの取引の実情を併せ考慮すると、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分は、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識としての印象を強く与えるものであると認めるのが相当である。

# ウ本件商標の構成中の「MAIN」の文字部分

本件商標の構成中の「MAIN」の文字部分は、「MAIN」の語の通常の意味に照ら しても、取引の実情においても、商品の出所識別標識としての印象は、「O!Oi」の文 字部分が与えるそれと比較して、相当程度に弱いというべきである。

## エ 本件商標の分離観察の可否についての小括

本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分は、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるといえ、本件商標の各構成部分(「O!Oi」の文字部分及び「MAIN」の文字部分)は、それらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほどに不可分的に結合していると認められないから、本件商標については、その構成部分の一部である「O!Oi」の文字部分を抽出し、当該部分だけを各引用商標と比較して商標の類否を判断することも許されると解するのが相当である。

# (2) 本件商標の構成中の「O!Оі」の文字部分と引用商標3の類否

#### ア外観

本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分は、「O!Oi」の各文字又は符号を同じ書体(やや斜字のゴシック体様の黒の書体)、同じ大きさ及び等しい間隔で一連に横書きしてなるものであり、これらの文字又は符号は、まとまりよく一体的に構成されている。また、引用商標3は、「〇 | 〇 | 」の各記号を同じ書体(ゴシック体様の赤の書体)、同じ大きさ及び等しい間隔で一連に横書きしてなるものであり、これらの記号は、まとまりよく一体的に構成されている。

引用商標3の「|」の記号は、「I」の文字を図案化したものとして、両者は実質的には変わりのないものとの印象を与え得るものであり、また、「I」の文字と「i」の文字は、互いにアルファベットの大文字・小文字の関係にあるにすぎないから、これらも、実質的には変わりのないものと理解され得るといえる。さらに、証拠及び弁論の全趣旨によると、企業名、ブランド名、サービス名、芸名等を表すロゴや文字列の中で、「I」の文字又は「i」の文字に代えて「!」の符号又は縦若しくは斜めの棒状の図形の下部に「 $\bullet$ 」、「 $\bullet$ 」、「 $\bullet$ 」等の図形を配した記号を用いる例が多数あるものと認められ、「!」の符号も、アルファベットの文字列の中に配されたときは、「I」の文字又は「i」の文字と変

わりのない文字であると理解され得るものである。加えて、「〇」の記号も、「〇」の文字を図案化したものとして、両者は実質的には変わりのないものとの印象を与え得ること、前記説示したところを踏まえると、その取引者、需要者からみれば、本件商標の構成中の「〇!〇i」の文字部分と引用商標3の字体の相違(色彩の相違を含む。)が類否判断に当たって大きな意味合いを有するものとは認め難いことを併せ考慮すると、取引者、需要者は、本件商標の構成中の「〇!〇i」の文字部分を見た場合、これが「〇一〇一」と実質的には変わりのないものを指すと理解し得るということができるから、本件商標の構成中の「〇!〇i」の文字部分の構成と引用商標3の構成との間に厳密には前記のような相違があるとしても、隔離観察を前提とすると、両者は、外観上極めて相紛らわしいものであると認めるのが相当である。

#### イ 称呼

引用商標3は、原告及びその関連会社(原告ら)のロゴマーク(原告標章)と外観上同一視し得る形状のものであるところ、原告標章が原告らのロゴマークとして取引者、需要者の間に広く認識されているものであることからすると、引用商標3からは、「マルイ」の称呼が生ずるものと認めるのが相当である。そして、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分と引用商標3とが外観上極めて相紛らわしいことを踏まえると、「O!Oi」の文字部分についても「マルイ」の称呼が生じ得るというべきである。

#### ウ観念

引用商標3は、原告標章と外観上同一視し得る形状のものであるところ、原告標章が原告らのロゴマークとして取引者、需要者の間に広く認識されているものであることからすると、引用商標3からは、「丸井又はマルイのロゴマーク」などの観念が生ずるものと認めるのが相当である。そうすると、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分が特定の意味合いを有しないとしても、当該部分は、引用商標3と外観上極めて相紛らわしいから、当該部分からは、引用商標3と同様の観念が生じ得るものということができる。

#### 工 検討

以上のとおり、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分と引用商標3は、外観、称呼及び観念の点で極めて相紛らわしいものであり、加えて、引用商標3と外観上同一視し得る形状を有する原告標章が原告らのロゴマークとして取引者、需要者の間に広く認識されていることなどを併せ考慮すると、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分と引用商標3については、両者が同一の商品又は役務について使用された場合、その商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるものと認めるのが相当である。したがって、本件商標の構成中の「O!Oi」の文字部分と引用商標3は、互いに類似するものと認められる。

### (3) 本件商標と引用商標3の類否

前記(1)及び(2)のとおりであるから、本件商標は、引用商標3に類似する。